

# 最重点項目

## IV 人口減少対策

## 13 持続可能な地域づくりを担う多様な人材の誘致・確保について

【総務省・内閣府】

### 【提案・要望事項】

人口減少が進む地方の活力を維持するため、東京圏からの人の流れを一層加速させ、地方の持続的発展を強力に支援すること。

#### (1) わくわく地方生活実現政策パッケージの期間延長

- ・東京圏からのUIJターン促進に向け、令和6年度までの「移住支援事業・マッチング支援事業」の期間を延長し、その方針を早期に示すこと。

#### (2) 地域おこし協力隊の導入・定着に向けた支援拡充

- ・協力隊希望者とのマッチング率向上に向け、一般社団法人移住・交流推進機構の自治体支援機能を強化すること。
- ・任期後等の起業・事業承継だけでなく、担い手不足が深刻な一次産業への就業に要する経費も特別交付税措置の対象とすること。

#### (3) 関係人口の創出・拡大による地域活性化への支援強化

- ・都市部企業や人材が地方との関わりを深める仕組みづくりを促進し、関係人口の創出など地方の担い手確保に対する支援を充実強化すること。

### 【現状と課題（背景・理由等）】

#### ○人口減少の加速化による地域の担い手確保の必要性

本県では、地方創生推進交付金等を活用し、大都市圏からの移住者誘致に取り組んできた結果、令和2年度は過去最多の2,460人を記録した一方、令和2年国勢調査では、本県の人口減少率が3.64%と過去最大となるなど、東京圏以外の地方での人口減少の加速化が鮮明となったほか、令和3年の本県社会減少数も2,500人を超え、人口減少対策が急務となっているため、本県を含め、地方の活力維持に向けた大都市圏から地方への人の流れを拡大する施策を国の責務として実行することを求めるものである。

### 【愛媛県内の取組】

#### ○「公益財団法人えひめ地域活力創造センター」の移住支援機能を強化

本県での地域課題解決に取り組む機関への移住専門チームの設置や一般財団法人地域活性化センター等との連携協定など人材誘致の強化に努めている。

#### ○求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」の運営

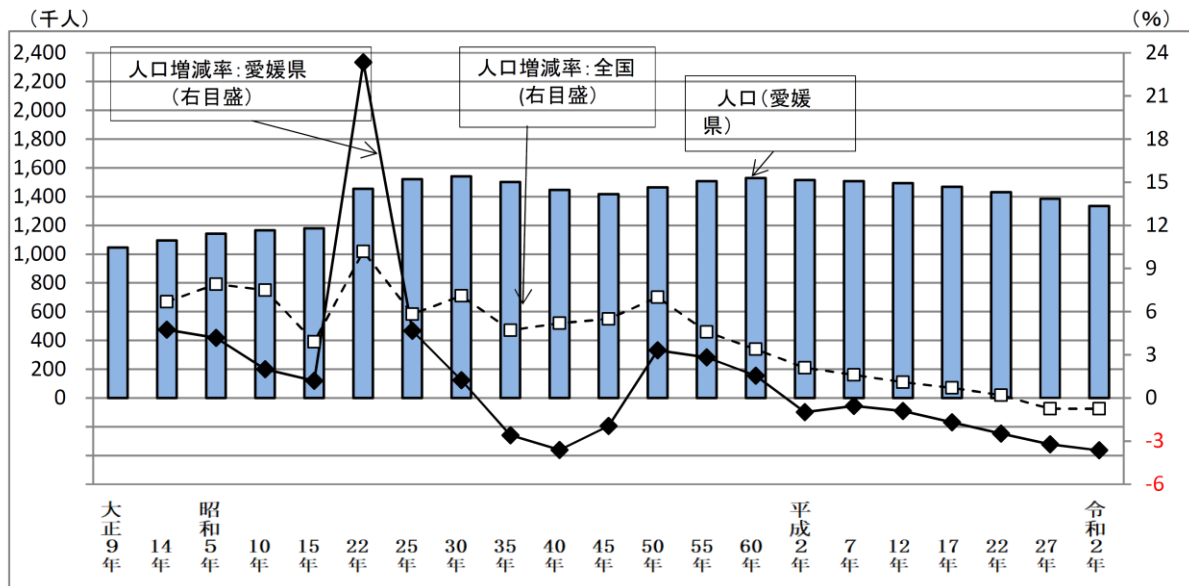
マッチングサイト運営と蓄積データ分析による労働力の確保に努めている。

### 【実現後の効果】

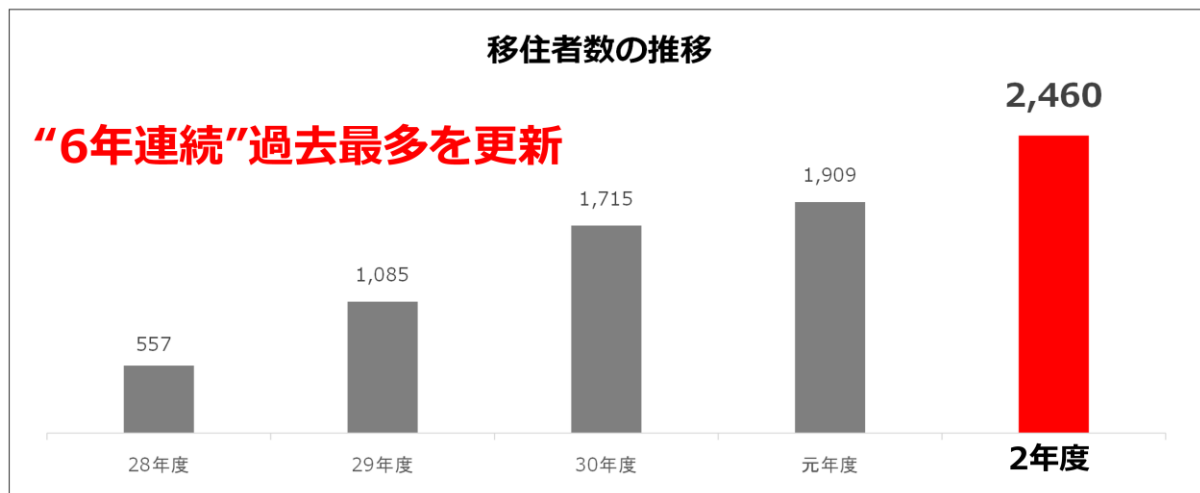
- ◇ コロナ禍での流れを一過性にしない都市部人材の地方回帰の流れの後押し
- ◇ 地方移住の裾野拡大に繋がる関係人口や外部人材の確保による地域活性化

県担当部署：企画振興部政策企画局地域政策課

## 愛媛県の人口及び人口増減率の推移



## 愛媛県への移住実績



### <R2年度の特徴>

- 過去3年平均40.2%であった「**若者世代 (20~30代)**」の移住者が**54%**
- 過去3年平均20.3%であった「**東京圏**」からの移住者が**約25% (4人に1人)**

## 求人・移住マッチングサイト「あのこの愛媛」の運営



## 14 教員の業務負担軽減に関する支援について

【文部科学省】

### 【提案・要望事項】

#### (1) 教職員定数の充実

小学校での35人学級が段階的に実現するが、教員の長時間勤務の是正を図りつつ、新学習指導要領の円滑な実施、いじめ問題や不登校をはじめ複雑化・多様化する教育課題に対応できるよう実質的な教職員定数の充実を図ること。

#### (2) 支援スタッフの配置促進

スクール・サポート・スタッフや学習指導員等、ICT支援員などの支援スタッフの配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度を構築すること。

#### (3) 部活動改革に向けた支援の拡充

- ・働き方改革の鍵となる部活動における教員負担軽減を推進するため、高校の部活動指導員や地域移行についても国の補助対象とすること。
- ・部活動の地域移行を実効性のあるものとするため、大会への参加資格の見直しなど、関係団体と大会の在り方について調整を行うこと。

#### (4) 医療的ケアに必要な財政支援の拡充

医師の巡回相談、学校に勤務する看護師や養護教諭等の医療的ケアに携わる職員に対しての研修に十分な財政支援を行うこと。

#### (5) その他、中教審答申に基づく取組等への支援

中教審の答申をはじめ、国が示す働き方改革に関する取組を実施するに当たり、新たに生じる経費負担に対して十分な財政支援を行うこと。

### 【現状と課題（背景・理由等）】

- 本県では、加配制度を活用して、小学校4年生までの35人学級を完全実施しているが、児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校現場に期待される役割が拡大するとともに、新学習指導要領の円滑な実施も求められる中、学校現場においては実質的な定数の充実が求められている。
- また、校務システムの導入や行事・会議の見直し等最大限の取組をしているが限界があり、新型コロナや不登校、ICT導入等の課題に対処しながら教育現場の加重負担を改善するためには、人員増が不可欠である。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が増加傾向にあり、安全安心な医療的ケアを実施するための研修を継続して実施する必要がある。

### 【愛媛県内の取組】

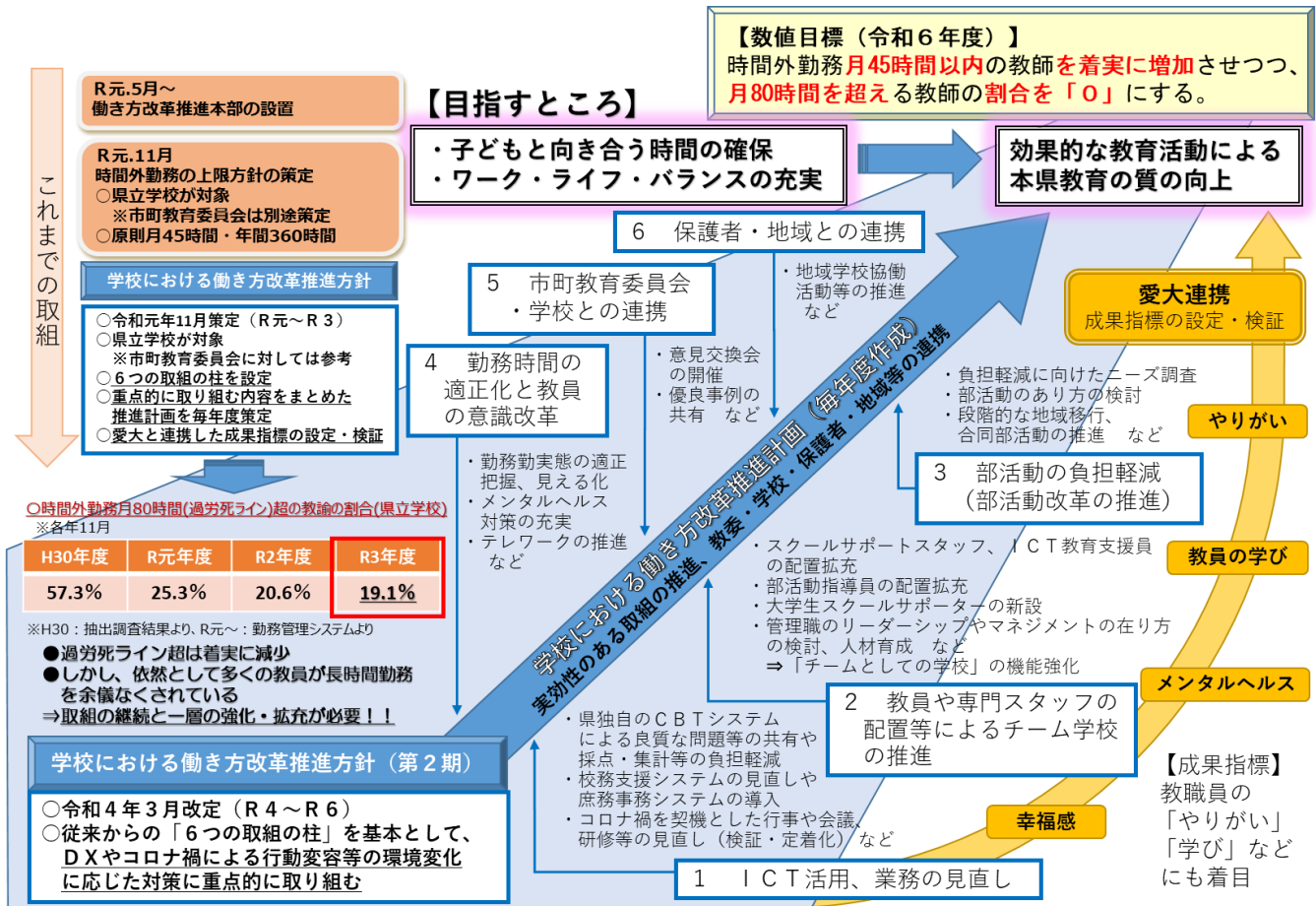
- 本県の教員の時間外勤務は減少傾向にあるものの、依然として高水準である。これまで外部人材の活用に取り組むとともに、全県立学校への校務支援システムの整備、テレワーク制度や変形労働時間制の導入のほか、教職員を対象とした「誇りややりがい」等に着目した意識調査を実施している。
- 部活動では、部活動指導員を本県独自に県立高校に配置するほか、今後、県立学校の再編整備と併せ、合同部活動等の検討も進めることとしている。
- 医療的ケアに関しては、看護師を配置している全ての特別支援学校を対象とした看護師及び認定教員の研修を実施している。
- また、県内全ての公立学校に1人1台端末の配備を完了したほか、本県独自のテストのCBT化など、実効性のある取組を推進している。

### 【実現後の効果】

- ◇公立学校教員の業務負担の軽減、長時間勤務の是正が図られるとともに、部活動を含めた教育の質の確保・向上につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 義務教育課・高校教育課・保健体育課・特別支援教育課





成果指標	R元	R2	R3	状況
1. 時間外勤務月80時間超の教師の割合（各年度11月）	25.3%	20.6%	19.1%	時間外勤務月80時間超の教師の割合は、減少
2. 教師自身の学びの実践（9項目の学びの実践の選択数）	3.67	3.13	3.42	令和2、3年度は、コロナ禍による研修等の中止・延期等の影響により全体の選択数は減少した一方で、「オンライン上の講座やセミナーの参加」は大幅に増加
内、オンライン講座受講等	9.9% (320人)	30.7% (988人)	52.6% (1,770人)	
3. 教職員のやりがい（ワーク・エンゲイジメント）	28.83点	28.35点	28.64点	日本（民間企業）の平均（23.58点）以上の水準をキープ
4. 教職員の抑うつ傾向（メンタルヘルス）	5.36点	5.57点	5.62点	昨年度と同じ水準をキープ ※5点以上がリスク群、10点以上がハイリスク群
5. 教職員の主観的幸福感（ワーク・ライフ・バランス） 10点満点	6.06点	6.06点	6.09点	日本の平均（5.89点）以上の水準をキープ

### 【専門スタッフの活用状況（R3実績→R4予定）】

- 小中学校にスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーを189人、県立学校にスクールライフアドバイザーを23人配置し、生徒指導を支援
  - 教員業務支援員等の配置 小中学校79人→125人、県立学校13人→16人
  - ICT教育支援員の配置 県立学校10人→29人
  - 大学生スクールサポーターの配置（R4予定・新規） 県立学校30人
  - 部活動指導員の配置 市町立中学校43人→49人、県立学校11人→11人
- ※高校は県独自で配置
- 看護師配置数 県立特別支援学校23人→22人

# 15[1] 医師確保対策について

【厚生労働省・文部科学省】

## 【提案・要望事項】

### (1) 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた医師養成の仕組みの構築

- ・新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の発生時に確実に医療提供体制を維持するため、感染症専門医等を養成する仕組みを構築すること。

### (2) 医師の偏在を是正するための義務や規制の検討

- ・医師免許取得後一定期間、医師不足地域での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策の検討など、実効性を高めた仕組みを構築すること。
- ・国は研修医の募集定員の上限を設定し都市部への集中を抑制しているが、依然、地方で研修する医師が少ないため、より一層地方に研修医が採用される方法を検討すること。
- ・専門医制度における地域偏在対策について、効果の検証を行い、医師が確実に地方に分散される仕組みを構築すること。

### (3) 総合診療専門医の研修・教育体制の充実

- ・地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座を大学医学部に必置とし、教育体制の充実を図ることを目的とした財政的支援を国において継続的に措置すること。

## 【現状と課題（背景・理由等）】

### ○現状と国の方針

平成 20 年度から開始された医学部定員の暫定増（地域枠制度）の効果などにより、全国の医師数は着実に増加し、今後も増加が見込まれる一方で、医師の偏在は未だ解決されていない。

国では、(1) 医師偏在対策に有効な客観的データの整備、(2) 都道府県が主体的・実効的に医師偏在対策を講じることができる体制の構築、(3) 医師養成課程を通じた医師確保対策の充実、(4) 医師の少ない地域での勤務を促す環境の推進、を基本的な考え方に医師偏在対策を推進している。

### ○国による取り組みと課題

#### 1 地域枠制度

国による医師需給推計（労働時間を週 60 時間に制限等した場合）によると、令和 11 年頃に医師需給が均衡するとされているが、医師の偏在については未だ解決されていない。

#### 2 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進

医師少数区域等での勤務経験を厚労大臣が認定し、一部の地域医療支援病院の管理者要件等とすることで、医師少数区域等勤務のインセンティブとしているが、効果は限定的。

#### 3 臨床研修制度及び専門医制度における地域偏在対策

臨床研修医の募集定員算定方式の見直しや都道府県別・診療科別必要医師数に基づいた専門医制度のシーリングなどの地域偏在対策が行われているが、効果は不透明。なお、事務の一部について国から都道府県に移管されたが、事務量増加による負担が大きい。

#### 4 総合診療医の養成支援

総合診療医センター（総合診療医を養成・確保するための拠点）運営事業に対して助成するなどの取り組みが行われているが、効果は不透明。

## 【愛媛県内の取組】

### ○地域医療を担う医師の養成・確保

自治医科大学卒業医師の活用やプラチナドクターバンク事業等を通じて、即戦力となる医師の掘り起こしに努めるとともに、地域枠入学生を対象とした奨学金の創設や、地域医療に関する寄附講座の運営等により、地域医療を担う医師の養成・確保に努めている。

### ○医師育成キャリア支援事業

地域医療に従事しながらキャリア形成できる環境を整備し、奨学生医師をはじめとする若手医師の県内定着を図ることとしている。

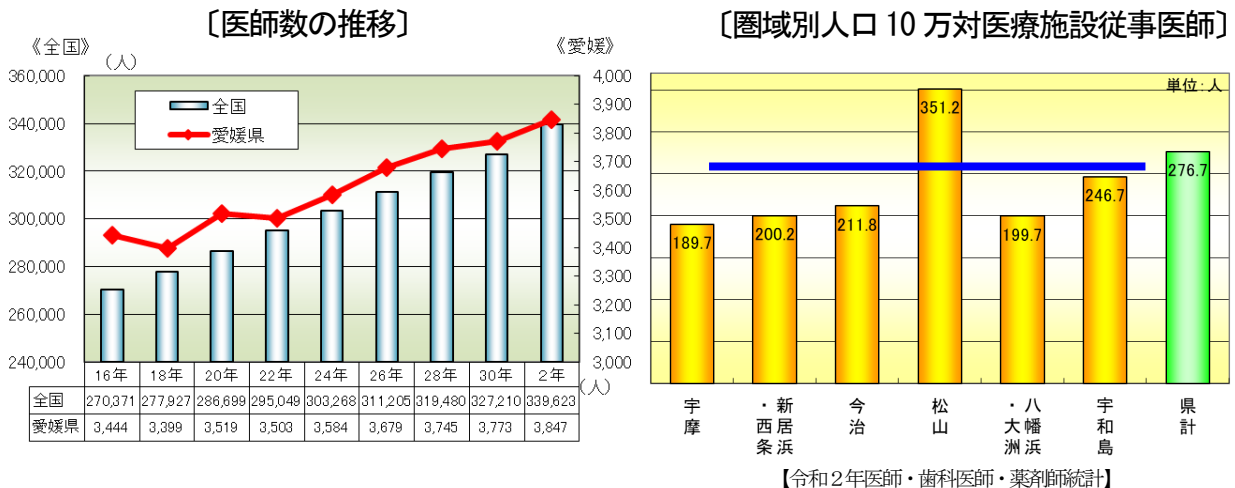
## 【実現後の効果】

- ◇ 地域の医師不足が解消され、県民全てが、いつでもどこでもどの分野でも安心して医療を受けられる社会が形成できる。

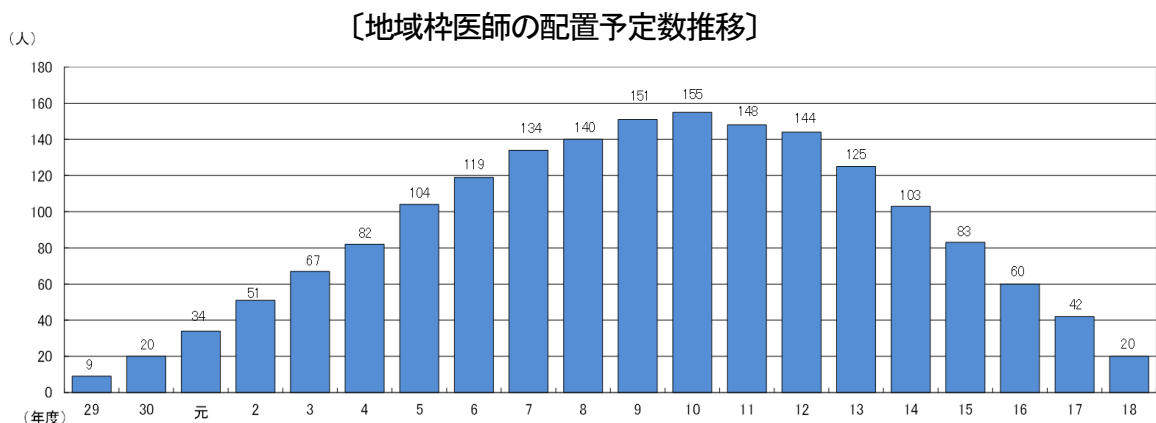
県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

## 本県の医師の状況

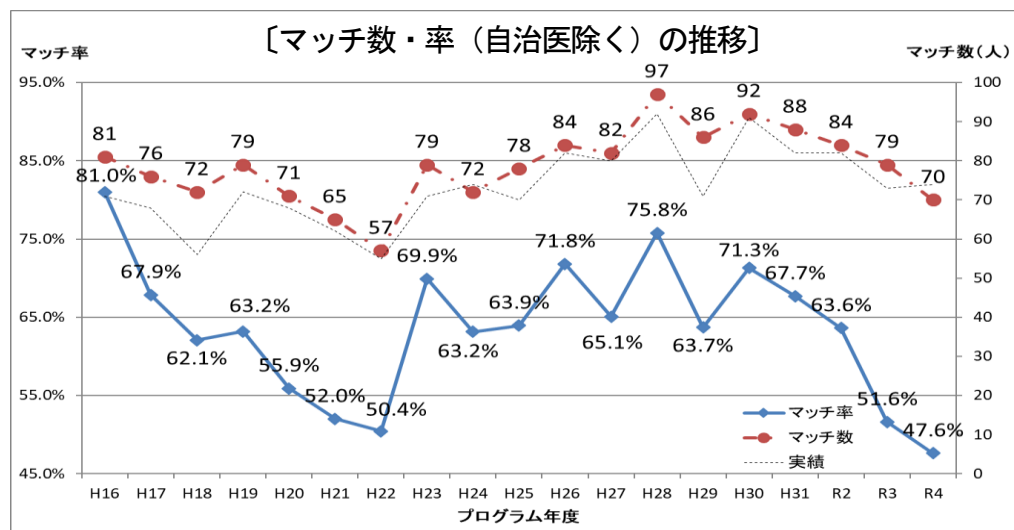
- 令和2年12月31日時点における医師数をみると、前回調査（平成30年）と比べて全国では12,413人（3.8%）、本県では74人（2.0%）の増加となっており、本県の増加率は全国の増加率を下回る結果となっている。
- また、人口10万人当たりの医療施設従事医師数を圏域別にみると、全国平均を上回っているのは松山圏域のみとなっており、県内における医師の偏在も顕著となっている。



- 医学部入学定員の増員に伴い、県が奨学金貸与枠を設定した「地域枠」出身の奨学生医師は、計画ではピーク時に155名程度を県内の医療機関に配置可能となる見込み。



- 県内の臨床研修医の平成30年度以降のマッチ数（採用内定数）、マッチ率（採用内定数/募集定員）はともに減少傾向にある。



## 15 医師確保対策について

### [2] 災害医療従事者の育成・確保への支援

【厚生労働省】

#### 【提案・要望事項】

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際にも、医療救護活動が計画的・持続的に実施できるよう、災害医療従事者の育成・確保に係る財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。

#### 【現状と課題（背景・理由等）】

##### ○災害医療従事者の育成・確保

本県も被災した平成30年7月豪雨災害では、県内DMAT（災害派遣医療チーム）の11チームが避難所の医療ニーズに調査等に従事したほか、徳島県から8チーム、香川県から3チーム、高知県から3チームのDMATによる支援を受けたが、本県を含む近隣県にも甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震等を見据え、県内に保有するDMATの拡充が大きな課題の一つとなっている。

本県では、国が実施する日本DMAT養成研修を活用して計画的なDMATの育成に取り組んできたが、受講枠に限りがあること（愛媛県は年に3回の受講枠）のほか、県外での研修受講にかかる旅費など所属病院の負担も大きく、DMATの拡充等が困難な状況になっている。このため、平成29年度から、日本DMAT検討委員会の認定プログラムに基づき、県事業として都道府県が養成するDMAT（以下「都道府県DMAT」という。）研修を実施している。

##### ○都道府県DMATの保有に係るDPC評価及び財政支援

日本DMATと同様に、都道府県DMATを保有する医療機関についても、平時から携行医療資機材の整備や研修・各種訓練の参加に係る経費等、経常的な費用が発生することから、DPC（包括医療費支払制度）の評価項目に「都道府県DMATの保有」を加えることが必要である。

加えて、持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、都道府県DMAT研修実施経費、現場携行用医療資機材及びDMAT車両整備に係る恒久的かつ柔軟性に高い財政支援制度の整備が必要である。

#### 【実現後の効果】

◇ 都道府県DMAT養成研修や技能維持研修等の実施、現場携行用医療資機材及びDMAT車両等を整備し、災害医療従事者を育成・確保することにより、発災時の傷病者の対応に資することができる。

（参考）

都道府県によるDMAT養成研修の実施状況

➢ 23都道府県で実施（令和2年度）

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

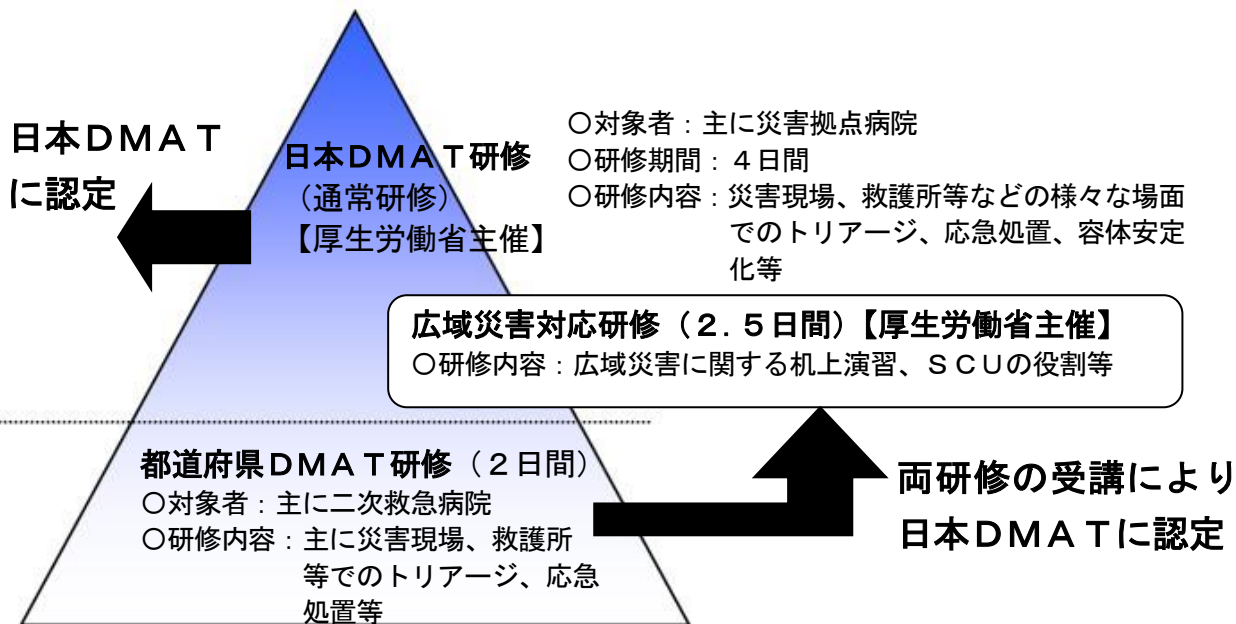


# 日本DMATの認定について

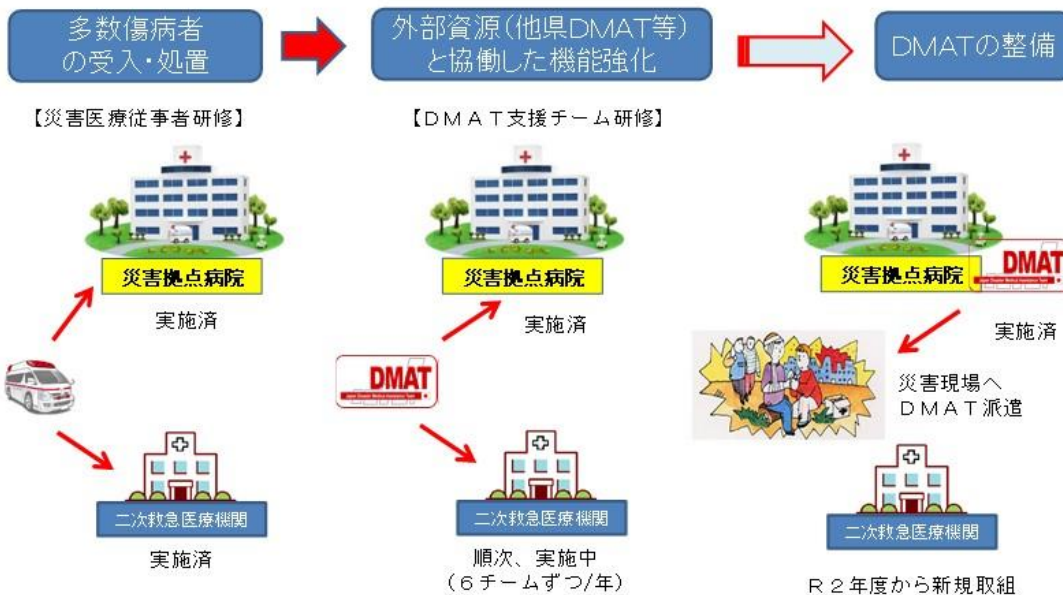
日本DMATに認定されるためには、「日本DMAT研修」(通常研修 [厚生労働省主催]) を4日間受講及び試験合格する必要あり

上記のほかに、

都道府県DMAT研修に加えて、  
 広域災害対応研修(2.5日間[厚生労働省主催])の受講及び  
 試験合格で、日本DMATに認定される



## 【愛媛県の取組】



## 16 ドクターヘリの運航に対する支援等について

【厚生労働省】

### 【提案・要望事項】

救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供できるよう、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。

- (1) ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設
- (2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

### 【現状と課題（背景・理由等）】

#### ○ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設

ドクターヘリの運航に係る国庫補助制度として、「ドクターヘリ導入促進事業」（医療提供体制推進事業費補助金）があり、運航業者委託料、運航連絡調整員や搭乗医師・看護師確保経費などを補助対象とし、補助基準額（R3年度）は276,662千円、負担割合は国1/2、都道府県1/2となっている。

しかしながら、格納庫賃借料、ドクターヘリに持ち込み使用する医療機器に係る点検保守等の「維持管理経費」及び搭乗医師・看護師の持続的な人材育成を図る寄附講座の「人材育成経費」などの補助対象外経費が発生している。

また、国は、ドクターヘリ導入促進事業は100%配分したとはいえ、当該補助金全体では、交付率が72.7%（R3年度〔全国〕）に止まっており、将来にわたって国費分が確保できるかどうか不透明な状況となっているうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

このため、ドクターヘリの安定的な運航体制の確保ができるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度が必要である。

#### ○医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

医療提供体制推進事業費補助金については、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、前述のとおり、補助金総額が少なく、事業の縮小や中止を余儀なくされており、いずれの事業に充当しても地域医療が守られていない状況となっている。

令和4年度と同補助金予算総枠（240億円）は前年度に比べ増額されたものの、3年度都道府県計画額（329.4億円）を下回っており、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、同補助金制度の改善が必要である。

### 【実現後の効果】

- ◇ ドクターヘリの安定的な運航体制の確保により、全国的な救急医療体制の充実・強化が図られる。
- ◇ 地域において良質かつ適切な医療を提供するために必要な事業の円滑な実施ができる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

## ○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

## ○ドクターヘリ導入促進事業（医療提供体制推進事業費補助金）の概要

- ・対象経費：運航業者委託料、搭乗医師・看護師確保経費、運航調整委員会経費等
- ・補助率：1/2（国1/2、都道府県1/2）
- ・補助基準額：276,662千円/箇所（R3）※年間飛行時間200～300時間の場合



◆補助金総枠の交付率（全国）は72.7%に止まり、将来にわたって、国費分が確実に確保できるかどうか不透明な状況なうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

## ○医療提供体制推進事業費補助金予算総額等の推移

年度	予算総額	都道府県計画額	交付率(調整率)
H26	151.0 億円	241.4 億円	62.5%
H27	134.3 億円	247.1 億円	54.4%
H28	150.2 億円	262.9 億円	57.1%
H29	154.0 億円	279.9 億円	55.0%
H30	229.2 億円	306.6 億円	74.8%
R1	230.4 億円	305.4 億円	75.5%
R2	231.6 億円	314.3 億円	73.7%
R3	239.5 億円	329.4 億円	72.7%

## ○ドクターヘリ出動件数（年度別）

- ・ H28 年度：33 件（平成 29 年 2 月運航開始）
- ・ H29 年度：259 件
- ・ H30 年度：289 件
- ・ R1 年度：346 件
- ・ R2 年度：290 件
- ・ R3 年度：299 件

## 17 きめ細かな不登校対策等の推進について

【文部科学省】

### 【提案・要望事項】

#### (1) 不登校児童生徒の個々の状況に応じた多様な支援の充実

- ・子どもたちの多様な状況に応じたきめ細かな支援を行うためには、民間のフリースクールとの連携や、相互の協力・補完が極めて重要であることから、フリースクールの指導内容の充実と安定的な運営を図るため、補助制度を創設すること。
- ・校内での個別指導やICTを活用したオンライン指導等、一人一人の状況に応じたきめ細かな不登校対策の推進が可能となるよう、多様な取組に対する補助制度を整備すること。

#### (2) オンライン授業等に関する制度改正

オンライン授業を授業時数に計上することを認めるとともに、「指導要録上の出席扱い」ではなく「出席」とできるように制度を改正すること。

#### (3) いじめ問題等における外部専門家の活用に対する補助制度の創設

専門的な見地からいじめ問題等を解決するため、弁護士や警察OBなど外部専門家の活用に対する補助制度を創設すること。

### 【現状と課題（背景・理由等）】

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等を踏まえ、不登校児童生徒に対する学校以外の場での学習支援の必要性・重要性が高まっている中、経営基盤の脆弱な民間フリースクールの安定的な運営確保に向けた補助制度の整備が課題である。
- 児童生徒の学校復帰や社会的自立のためには、個々の状況に応じた多様な指導方法、支援形態等を設けることが肝要であり、1人1台端末を活用したICT教育には大きな効果が期待される。しかし、このような取組について、国では委託調査研究に止まり、補助制度が整備されておらず、また、オンライン授業は授業時数として計上することが認められていない状況である。
- いじめ問題がより複雑化する中、第三者的立場からの調整、解決が一層求められるが、外部専門家の活用に対する国庫補助は令和元年度で終了している。

### 【愛媛県内の取組】

- 令和2年度から適応指導教室やフリースクール等に通う児童生徒や家族に対して交通費や体験活動の実習費等の経済的支援を行うとともに、関係機関との連携を支援するコーディネーターを配置しているほか、県単独で一定の要件を備えたフリースクールに対して、運営経費の一部を助成するなどしている。
- また、不登校を類型化し、モデル校に設置した校内サポートルームでは教室に入れない生徒を支援するほか、自宅から出られない生徒にはICT機器を活用したオンライン学習支援を行うなど、本県独自の不登校対策を行っている。
- 県いじめ防止対策組織を設置し、いじめ対策アドバイザーとして弁護士や警察OBなど、外部専門家を配置し、要請に応じて支援を行っている。

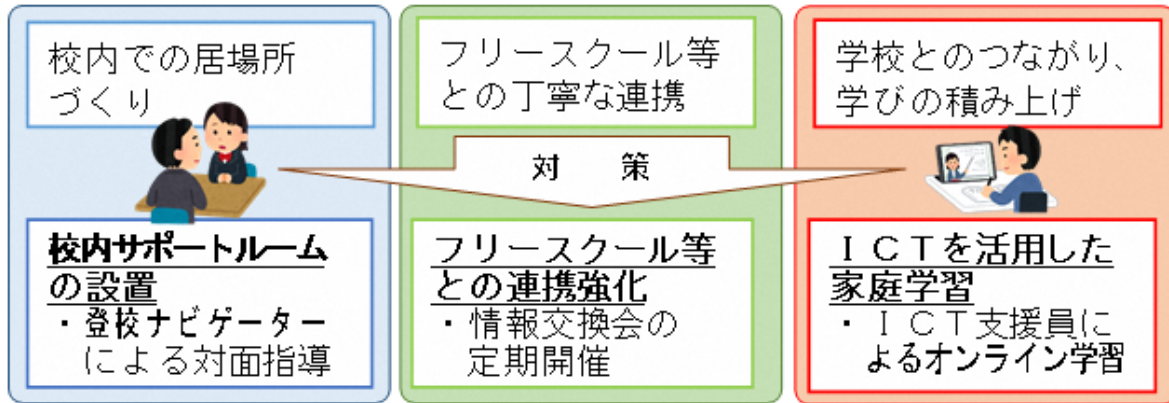
### 【実現後の効果】

- ◇不登校児童生徒にとって学校以外の多様で適切な教育機会の確保・充実につながるのと同時に、専門的な見地によるいじめ問題の早期解決につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・高校教育課・人権教育課



## 個々の状態に応じた多様な学習機会の確保

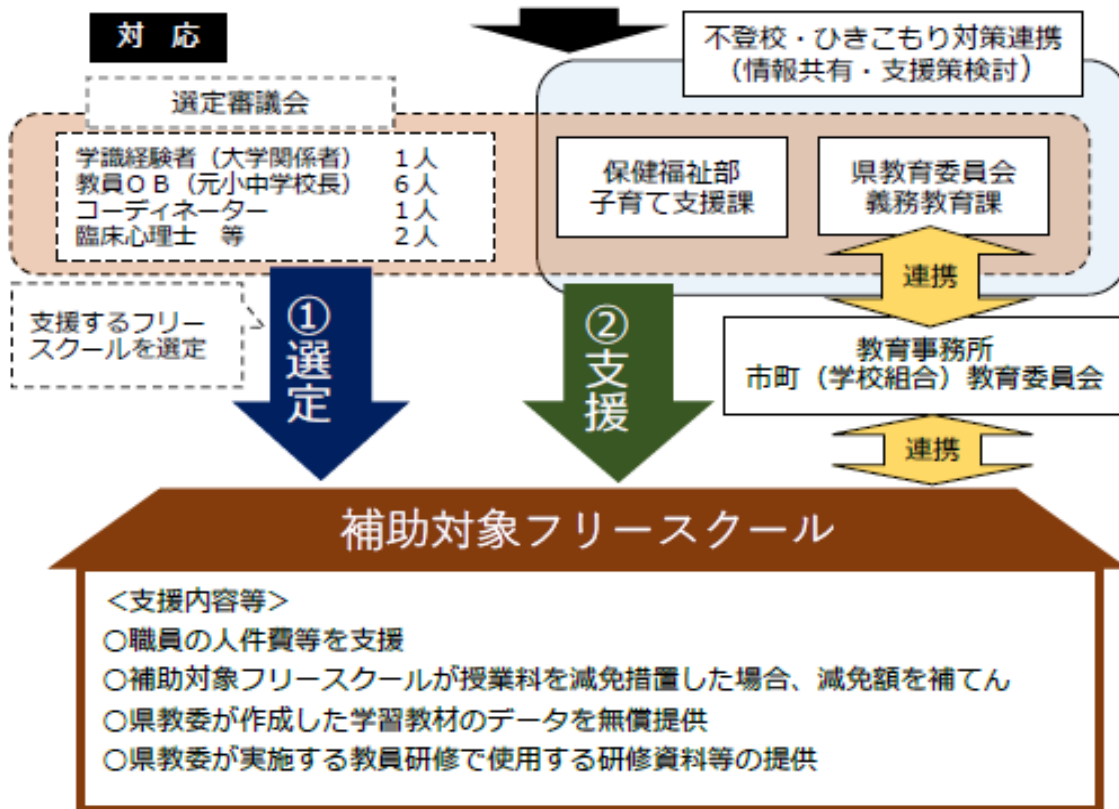


## フリースクール連携推進事業

### 背景

平成28年に成立した「教育機会確保法」において、不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保の必要が示され、フリースクール等、学校以外の場における学習や活動を積極的に評価していくことは、不登校児童生徒の将来にとって有意義なことと考えられることから、多様で適切な教育機会を確保するため、フリースクールへの支援を行う。

### 対応





# 最重点項目

## V 地域経済の活性化

## 18 海事産業への支援の強化

【財務省・国土交通省】

### 【提案・要望事項】

地域の経済・雇用を支える海事産業の振興を図り、地域の持続的な発展につなげるため、国において以下の措置を講ずること。

- (1) 国内造船所での建造促進（海運税制の諸外国との格差是正）
- (2) 低環境負荷や自動運航等の技術開発、デジタル化等による基盤強化の取組への支援
- (3) 人材確保・育成の取組の推進
- (4) 公正な市場の確保

### 【現状と課題（背景・理由等）】

- 今治市を中心に造船業、海運業、船用工業など、日本最大といわれる海事クラスターが形成されており、本県の実業は、経済の発展や雇用の安定にとって重要である。
- 海運市況の回復等に伴い、建造需要は徐々に戻りつつあるものの、鋼材など原材料価格の高騰により、足元の建造船収支は急激に悪化しており、県としても、強い危機意識のもと、地元事業者を通じて動向を把握するほか、地方ならではの知恵と工夫で販路拡大を後押しするなど、可能な限りの支援に努めている。
- 国内造船所への主な発注元である国内外航海運事業者が国際競争力を確保するためには、令和4年度末に適用期限を迎える主要な海運税制（特別償却制度・買換特例制度（圧縮記帳）等）の適用期限延長・拡充が極めて重要である。
- 海事産業は、本県の経済や雇用を担う重要な産業であり、その衰退は、直ちに地域の経済や雇用の悪化につながる。

### 【愛媛県内の取組】

- 地域未来投資促進法を活用した設備投資への支援  
地域未来投資促進法を活用し、海事関連企業による地域経済をけん引する設備投資等を支援している。（税制優遇など）
- 海事産業を含めた県内ものづくり企業の販路拡大、人材確保・育成への支援  
本県が誇る技術力等をアピールする「スゴ技データベース」を作成し、海事産業を含めたものづくり企業の周知に努めているほか、県内中学生を対象とした5日間の職場体験学習を通じて、地元企業の魅力に触れる機会を創出している。  
また、県内造船所においては、県等関連機関の支援のもと、ローカル5Gを活用した造船所クレーン遠隔操作実証実験を実施するなどデジタル化の推進を図っている。
- 「海事産業の未来を共創する全国市区町村長の会」による要望活動  
海事産業の振興を図るため、令和2年12月に発足した団体。全国19道府県、40自治体が参加（県内は5自治体、代表世話人は今治市長）し、発足以来、政府、与党に対して積極的な要望活動を実施している。

### 【実現後の効果】

船舶の建造による経済波及効果は、船価の約3倍と言われていることから、本要望が実現すれば、本県はもとより、市区町村長の会関係自治体など、全国各地の経済、雇用の活性化が期待できる。

県担当部署：経済労働部産業雇用局企業立地課



## 要望事項のポイントと本県の取組内容

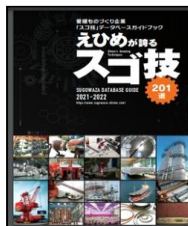
### (1) 国内造船所での建造促進（海運税制の諸外国との格差是正）

要望のポイント	関連する愛媛県内の取組
令和4年度末に適用期限を迎える主要な海運税制（特別償却制度・買換特例制度（圧縮記帳）等）の適用期限延長・拡充	海事関連企業を含むものづくり企業に対し、地域未来投資促進法に基づく税制優遇の活用を支援



### (2) 低環境負荷や自動運航等の技術開発、デジタル化等による基盤強化の取組への支援

要望のポイント	関連する愛媛県内の取組
海事産業の基盤強化を図るためのDX推進、自動運航や洋上風力発電等の新たな造船需要創出のための技術開発、事業再編や生産性向上に資する新たな設備投資等の取組支援	5Gを活用した造船所クレーンの遠隔操作実証試験、「スゴ技データベース」を活用した愛媛ものづくり企業のPR



### (3) 人材確保・育成の取組の推進

要望のポイント	関連する愛媛県内の取組
中等・高等教育機関の拡充や採用活動の支援。造船、舶用工業の実態を踏まえた外国人技能実習制度の継続及びコロナ禍における技能実習生その他の外国人材の柔軟な受入れに向けた環境整備	中学生を対象とした5日間の職場体験学習「えひめジョブチャレンジU-15事業」の実施（県内約400件の事業者が協力）



### (4) 公正な市場の確保

要望のポイント	関連する愛媛県内の取組
外国政府の市場を歪める動きを踏まえ、WTOへの提訴等を通じた公正な国際環境整備	上記3項目を含め、海事産業の未来を共創する全国市区町村長の会（代表世話人：今治市長）による要望活動



#### 【参考】海事産業の未来を共創する全国市区町村長の会の概要

- 設立：令和2年12月8日
- 会員：全国40自治体首長 ※今治市（代表世話人）、宇和島市、八幡浜市、西条市、上島町
- 主な活動実績

日付	内容	備考
R2. 11. 9～10	自民党、公明党、政府関係者への要望	税制面の優遇措置等を要望
R2. 12. 8	設立	オンライン発足式開催
R3. 5. 13	オンライン会議	要望書取りまとめに向けた協議
R3. 5. 25	要望書を海事関連の自民党合同会議に提出	
R3. 6. 10	要望活動（オンライン）	国会議員、国交省
R3. 7. 6	県への活動報告、側面支援の要望	知事対応
R3. 12. 1	要望活動	自民党、公明党、国交省など
R4. 3. 28	オンライン会議	令和4年度の要望事項に係る協議

## 19 訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充について

【国土交通省】

### 【提案・要望事項】

令和5年度以降も訪日誘客支援空港に対する支援を継続するとともに、新規就航や増便だけでなく、既存路線や定期便の運航再開に向けたチャーター便も支援対象とするなど、支援内容を拡充すること。

### 【現状と課題（背景・理由等）】

- 本県では、松山空港の国際化に向けて、国際線の維持・拡充に積極的取り組み、平成30年度には開港後初めて国際線利用者が10万人、本県の外国人延べ宿泊客数が20万人を突破したほか、令和元年度には、国際線の3路線体制（上海線、ソウル線、台北線）を実現している。
- 国においては、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」の目標達成（訪日外国人旅行者数：2020年4,000万人、2030年6,000万人）に向け、地方空港への国際線就航を強力に推進しており、翌29年7月には、松山空港を含む全国27の地方空港を訪日誘客支援空港に認定し、新規就航・増便に係る着陸料軽減や空港施設使用料補助などの支援を開始した。
- 本県においても、松山空港が訪日誘客支援空港（拡大支援型）に認定されたチャンスを最大限に活用し、路線誘致活動を積極的に展開した結果、平成29年11月にソウル線、令和元年7月には台北線の就航が実現し、さらに令和2年4月からは台北線の増便が決定するなど、国際線の拡充を着実に進め、本県を訪れる訪日外国人旅行者の拡大を図っていた。
- しかしながら、コロナ禍が長期化し、世界各国で水際対策の強化が続く中、国際線を中心に需要の回復が遅れ、航空会社は厳しい経営を強いられており、松山空港においても、上海線、ソウル線、台北線の国際線3路線全ての運休が続き、運航再開は未だ見通せない状況となっている。
- このような中、国では、訪日誘客支援空港に対する支援を令和4年度も継続するとしているが、大幅に落ち込んだ航空需要がコロナ禍以前の水準にまで回復するには相当の期間を要すると見込まれており、航空会社による地方路線の見直しのほか、既存路線の定期便再開に先立ち、イン・アウト双方向の需要を見極めるため、チャーター便を運航することも予想される。
- このため、国には、航空需要がコロナ以前の水準に回復するまでの支援継続に加え、既存路線や定期便の運航再開に向けたチャーター便も新たに支援対象に含めるなど制度を拡充し、地域活性化の核となる地方空港国際線への一層の支援を講じるよう強く要望する。

### 【実現後の効果】

- ◇ 松山空港国際線の早期再開・安定運航による地域活性化

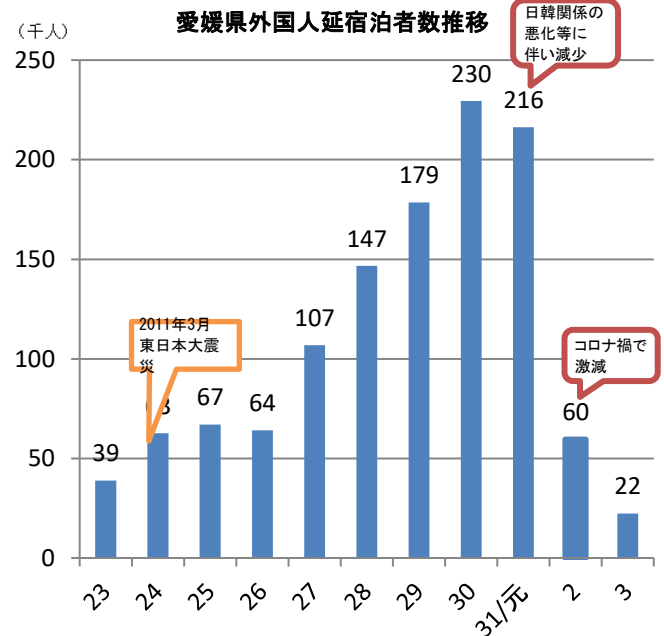
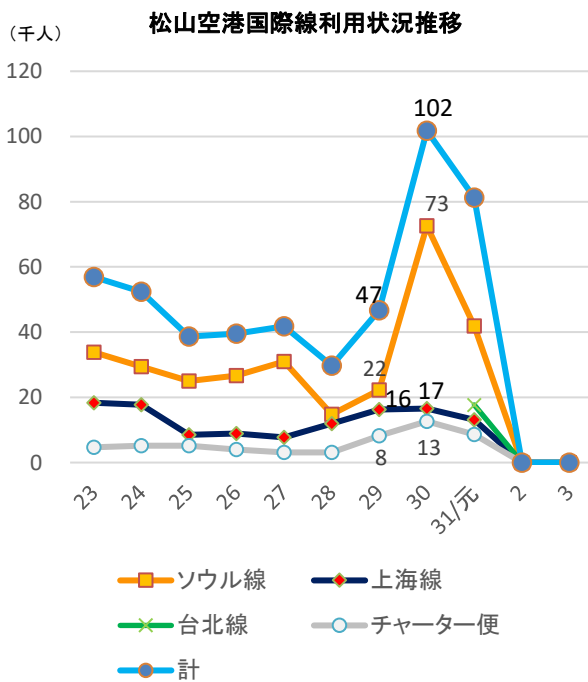
県担当部署：観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課 航空政策室

# 1 松山空港国際線就航状況

路線	運航開始日	運航会社	便数	運航曜日
ソウル線	H29. 11. 2	チェジュ航空	3便/週	火・木・日
上海線	H16. 7. 15	中国東方航空	2便/週	月・金
台北線	R元. 7. 18	エバー航空	2便/週	木・日

※2020年冬ダイヤの状況（新型コロナウイルス感染症の影響による運休を除く）  
 ※台北線は令和2年4月11日から4便/週への増便が予定されていた。

# 2 松山空港国際線利用状況及び愛媛県外国人延宿泊者数



【出典】観光庁「宿泊旅行統計調査報告」

コロナ禍以前の水準にまで回復するには相当の期間が必要

# 3 訪日誘客支援空港（拡大支援型）に対する支援範囲

	定期航空路線 (新規・増便)	チャーター便 (双方向)	定期航空路線 (既存)
着陸料	着陸料の全額免除 (新規就航・増便する 日から最大3年間)	着陸料の全額免除 (新たに運航開始又は 前年から増加した便に ついて、最大3年間)	支援なし
空港施設 使用料	平成29年以降に新規就 航又は増便した国際定 期航空路線に係る空港 施設使用料等の1/3 補助		

## 20 農林水産物の輸出拡大について

【農林水産省（水産庁）】

### 【提案・要望事項】

農林水産物の輸出拡大や競争力強化への対策を講じること。

#### (1) かんきつの輸出における障壁に係る対策

- ・台湾に、残留農薬基準値を日本と同レベルとするよう働きかけること。
- ・インドネシアに、残留農薬検査品目へのかんきつの追加を働きかけること。

#### (2) 水産物の輸出における障壁に係る対策

- ・韓国・中国など関係各国に対し、放射性物質検査証明といった輸出規制の撤廃について働きかけること。

### 【現状と課題（背景・理由等）】

#### ○県産農林水産物の輸出に係る取組

本県では、将来の国内市場縮小を見据えるとともに、TPP11や日米貿易協定など国際貿易協定の相次ぐ発効をチャンスと捉え、県産農林水産物の各国・地域への輸出拡大に取り組んでいるところ。しかしながら、一部の国・地域における規制が大きな障壁になっているため、更なる輸出拡大に向け、政府レベルでの働きかけが必要。

#### ○かんきつの輸出に係る課題

本県のメインターゲットである台湾では、日本で一般的に使用され栽培管理上必要な農薬について、残留農薬の基準値が設定されていないものや、日本と比べて厳しい値とされているものが多い。このため、台湾に輸出するには、国内向け栽培とは異なる特別な栽培が必要となり、栽培・選果・輸送に係るコストが増大することから、生産者が栽培を敬遠している状況。

インドネシアでは、政府の食品安全に係る措置により、残留農薬検査を経て輸出が可能となる指定品目に、かんきつが指定されておらず、現地輸入事業者等から要望があるものの、輸出ができない状況。

その他、中国では、そもそも輸出ができないほか、タイやニュージーランドでは、生産地域の指定等の問題により輸出が困難。

#### ○水産物の輸出に係る課題

韓国、中国、台湾といった本県の輸出主要国においては、依然として科学的根拠に基づかないまま、輸出の際に産地証明書や放射性物質検査証明書の発行が求められており、輸出の大きな障壁となっているばかりか、県、民間とも大きな費用負担を強いられているところ。国における規制措置撤廃に向けた関係国・地域への働きかけの更なる強化や、輸出を拡大するに当たり当該事務が継続する間は、各種証明事務等に対する支援が今後とも必要。

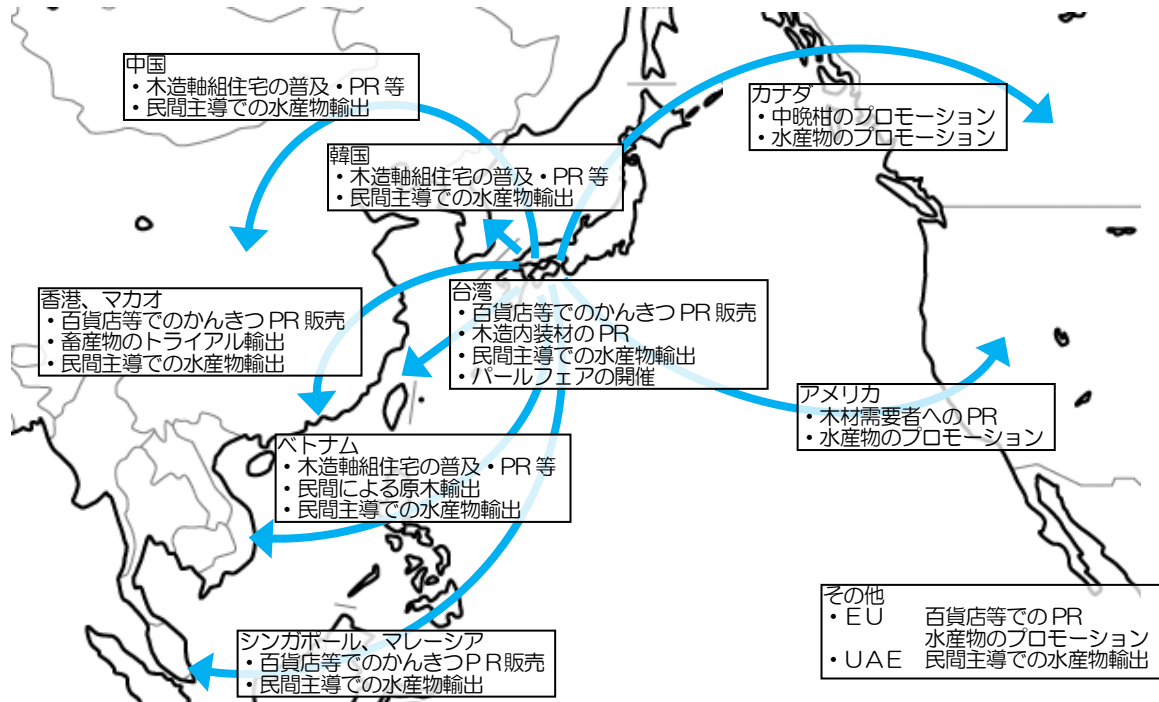
### 【実現後の効果】

- ◇ 県産農林水産物の輸出事業が安定し、需要が拡大することで、国内外での価格形成力がより高まり、産地の活性化が期待できる。
- ◇ 本県農林水産業が国内外との競争に打ち勝つよう体質を強化することにより、本県農林水産業全体の維持・発展が図られる。

県担当部署：農林水産部 農政企画局 ブランド戦略課、  
水産局 漁政課



## ○愛媛県産農林水産物の輸出に係る取組



## ○かんきつ輸出に関する主な障壁

国・地域	現状
台湾	残留農薬検査基準が未設定及び日本よりも値が厳しいことから、台湾向けの特別栽培が必要で、 <u>輸出が困難</u>
インドネシア	植物検疫条件は整っているが、残留農薬検査品目リストにかんきつが掲載されていないことから、 <u>輸出不可</u>
中国	政府間の植物検疫協議が整っておらず、 <u>輸出不可</u>
タイ ニュージーランド	生産園地だけでなく生産地域の指定も必要で、 <u>輸出が極めて困難</u>
EU	残留農薬検査基準が日本より厳しく、かつ生産地指定が必要で、 <u>輸出が困難</u>

## ○水産物輸出に関する輸入規制等（例）

国・地域	規制内容		産地証明書等発行機関
	輸入停止	産地証明等	
韓国	福島、宮城、岩手、青森、群馬、栃木、茨城、千葉（8県）	北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（8県）	水産庁及び一部の道県 ※放射性物質検査は指定の検査機関
中国	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉（10都県）	その他道府県（愛媛含む）	水産庁及び一部の道県 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関
台湾	-	47都道府県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉、岩手、宮城の7県は要放射性物質検査）	水産庁、一部の道県及び一部の商工会議所 ※放射性物質検査は指定の検査機関

## 21 アコヤガイ大量へい死への対応について

【農林水産省（水産庁）】

### 【提案・要望事項】

令和元年から発生したアコヤガイ大量へい死への対策を講じること。

#### (1) 国主導による早急なへい死原因の全容説明

・各県の調査・研究への支援を拡充するとともに、国主導で関係県と連携した調査・研究を行うこと。

#### (2) 新たな漁場における飼育試験への支援

・真珠母貝養殖の実態のない漁場における飼育試験の実施に対する支援を行うこと。

#### (3) 漁場環境の変動等に強い貝づくりへの支援

・遺伝的多様性に配慮しつつ感染症や漁場環境の変動等に強い貝づくり、適切な飼育管理に係る研究開発への支援を行うこと。

### 【現状と課題（背景・理由等）】

○ 令和元年夏季に、稚貝を中心としたアコヤガイの大量へい死が確認され、その後も毎年稚貝のへい死や過去と同様の症状を呈する貝が見られるなど、母貝の品質への影響、真珠生産量の大幅な減少や品質・価格の低下が懸念されている。

このような状況の下、将来への不安から養殖業者の生産意欲が減退するなど、今後の真珠母貝・真珠養殖業の経営や真珠産業への重大な影響が危惧される。

○ へい死原因について、本県をはじめ国や関係県の研究機関等において調査・研究が行われ、原因病原体が特定されたものの、へい死原因の全容説明には至っていない。令和3年度からは、国の水産防疫対策事業予算の一部が、本県の原因究明に配分されることとなったが、引き続き、国主導による全容説明と試験研究への支援拡充が必要である。

また、生産現場から要望のあった、感染症や漁場環境の変動に強い貝づくりについては、高水温、低餌料環境下でも生残率が高く、かつ良質の真珠を産出する貝を令和元年度に開発済みであるが、引き続き「感染症にも強い貝づくり」が必要であり、研究開発への支援が必要である。

### 【愛媛県内の取組】

○ 県、真珠関係団体、大学、市町で連携して設置した「アコヤガイへい死対策協議会」において、今般のへい死の原因病原体の特定を受け、引き続き全容説明に向けて取り組むとともに、被害の最小化に向けた対策を検討しており、生産者に対し、春生産に依存しない生産体制への移行などを提案している。また真珠母貝養殖の実態のない漁場での飼育試験で、稚貝のへい死が少ない結果が得られたことから、新たな海域において飼育試験を拡大して実施することとしている。

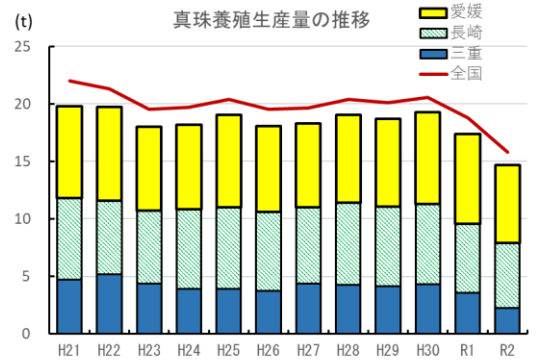
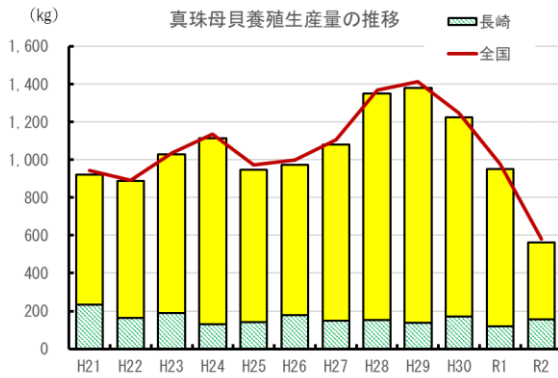
○ 強い貝づくりについては、高水温、低餌料環境下でも高生残が期待できる貝の選抜技術を現場に普及するとともに、より環境に順応でき、感染症にも強く生残率の高い貝の開発に取り組んでいる。

### 【実現後の効果】

◇真珠母貝・真珠養殖業が持続・発展することにより、本県水産業全体の振興が図られる。

◇関係県に稚貝を安定的に供給することにより、我が国水産業全体の振興が図られる。

県担当部署：農林水産部 水産局 水産課



### ○大量へい死による真珠母貝・真珠養殖への影響

年度	令和元年度(2019年度)												令和2年度(2020年度)												令和3年度(2021年度)												令和4年度(2022年度)																																															
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																				
19年産種苗	稚貝育成												母貝養殖												出荷												(当年物・3年貝)												浜揚げ																																			
19年(緊急生産)	へい死												稚貝育成												母貝養殖												出荷												(当年物・3年貝)												浜揚げ												※夏入札予定(一部越物へ)											
20年産種苗	稚貝育成												母貝養殖												出荷												(当年物・3年貝)												浜揚げ																																			
20年(早期生産)	へい死												稚貝育成												母貝養殖												出荷												(当年物・3年貝)												浜揚げ																							
20年(緊急生産)	稚貝育成												母貝養殖												出荷												(当年物・3年貝)												浜揚げ																																			
21年産種苗	稚貝育成												母貝養殖												出荷												(当年物・3年貝)												浜揚げ																																			
母貝養殖への影響	◀---▶ やや影響												↔ 大いに影響												↔ 大いに影響												↔ 大いに影響																																															
真珠養殖への影響	◀---▶ やや影響												↔ 大いに影響												↔ 大いに影響												↔ 大いに影響																																															

### ○原因究明と対策の進捗状況

(令和4年4月現在)

試験	想定される原因	研究内容	実施機関	進捗状況等
環境要因調査	水温・塩分	高水温期の水温変動、水温変動に大きな影響を及ぼす急潮の発生状況、黒潮の流れ等を整理し、過年度との比較により、へい死との関連性を調べる。	大学、県	実施中
	餌(クロロフィル)	過年度との比較により、へい死との関連性を調べる。	大学、県	実施中
	赤潮	赤潮の発生状況を整理し、へい死との関連性を解析する。	大学、県	実施中
	漁場環境の悪化、老朽化	宇和海全域の漁場環境(水質、底質)の変動を整理し、へい死との関連性を解析する。	大学、県	実施中
感染症に関する原因調査	感染症	国の研究所に衰弱している貝を送付し、病理学的手法、病原体分離法及び分子生物学的手法により死亡原因の絞り込みを実施する。	国、県	へい死原因病原体が特定された
		アコヤガイの各組織の組織像の観察、病原体分離手法及び分子生物学的手法を用い、死亡原因の全容を解明する。	国、県	サンプル採取済み
		同居感染法及び注射法による感染試験を実施する。	県	へい死原因病原体が特定された
赤変病(平成8年の大量死の原因)	遺伝子解析により、赤変病との関連性を調べる。	県	赤変病でないことを確認済み	
遺伝的多様性調査	近親交配による貝の弱体化	本県で生産されたアコヤガイの遺伝的多様性を調べ、近交弱勢が生じているか調べる。	国、大学、県	近交弱勢が生じていないことを確認済み
疫学調査	疫学情報の収集	漁業者にへい死や養殖管理の状況等を聞き取りし、へい死との関連性を解析する。	県、漁協、漁連	アンケート調査実施済み
飼育試験	生残率向上技術開発	へい死の多い高水温期に母貝養殖の実態がない海域へ避難させ、へい死リスク分散の有効性、飼育管理の改善等による生残率の向上を検討する。	県、漁業者	実施中

## 22 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について

【文部科学省（文化庁）】

### 【提案・要望事項】

#### 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載

- ・四国が誇るべき四国遍路は、四国4県と、関係市町村、大学、霊場会、経済団体等が一体となって世界遺産登録に向けた取組や気運の醸成を図っており、国においても人類共通の遺産として将来にわたり保存・継承するため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。
- ・札所・遍路道の文化財指定に必要な調査に関する予算の総額確保及び愛媛県への重点的な予算配分を行うこと。

### 【現状と課題（背景・理由等）】

四国遍路は、四国一円に広がる弘法大師ゆかりの霊場を巡る周回巡礼であり、巡礼者は霊場を巡る中で地域と交流し、地域の人々も道標等の整備やお接待により巡礼を支え、相互に救いをもたらしてきた。四国遍路はその伝統を示す遍路道等を今も良好に残し、多様な個人を救済する信仰の形を伝える証拠として、世界遺産にふさわしいものである。

平成19年には四国4県及び58市町村が共同で国に提案し、世界遺産暫定一覧表記載候補の中で最上位の「カテゴリーⅠa」の評価を受けており、平成22年には、産官学民が一体となって「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を設立した。

平成28年には4県知事や協議会会長等が文化庁に対し暫定一覧表への記載を求める提案書を提出したところであり、国から示されている課題を解決するため、札所と遍路道の文化財指定を迅速に進めるとともに、国内外の同種の資産との比較研究等幅広い観点から普遍的価値を証明するための理論構築に取り組んでいる。



他方、国では令和3年3月に、世界文化遺産の今後の在り方を議論し、暫定一覧表の見直しに係る具体的な議論を進める方針を示したほか、3年7月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録により、暫定一覧表記載の文化遺産が5件に減少したことから、継続的な世界遺産登録のため、現在、暫定一覧表見直しの検討が進められている。

### 【愛媛県内の取組】

○史跡 伊予遍路道〔観自在寺道（愛南町）、稻荷神社境内及び龍光寺境内（宇和島市）、仏木寺道（宇和島市）、明石寺境内（西予市）、大寶寺道（西予市）、岩屋寺道（久万高原町）、横峰寺道（西条市）、横峰寺境内（西条市）、三角寺奥之院道（四国中央市）〕

八幡浜街道笠置峠越（八幡浜市・西予市）

○名勝 星ヶ森（横峰寺石鎚山遥拝所）（西条市）

### 【実現後の効果】

◇ 地域の住民にとって、四国遍路が地域の大きな「誇り」となり、人類共通の遺産として保護・保存し、次の世代にしっかりと継承していくための契機となる。

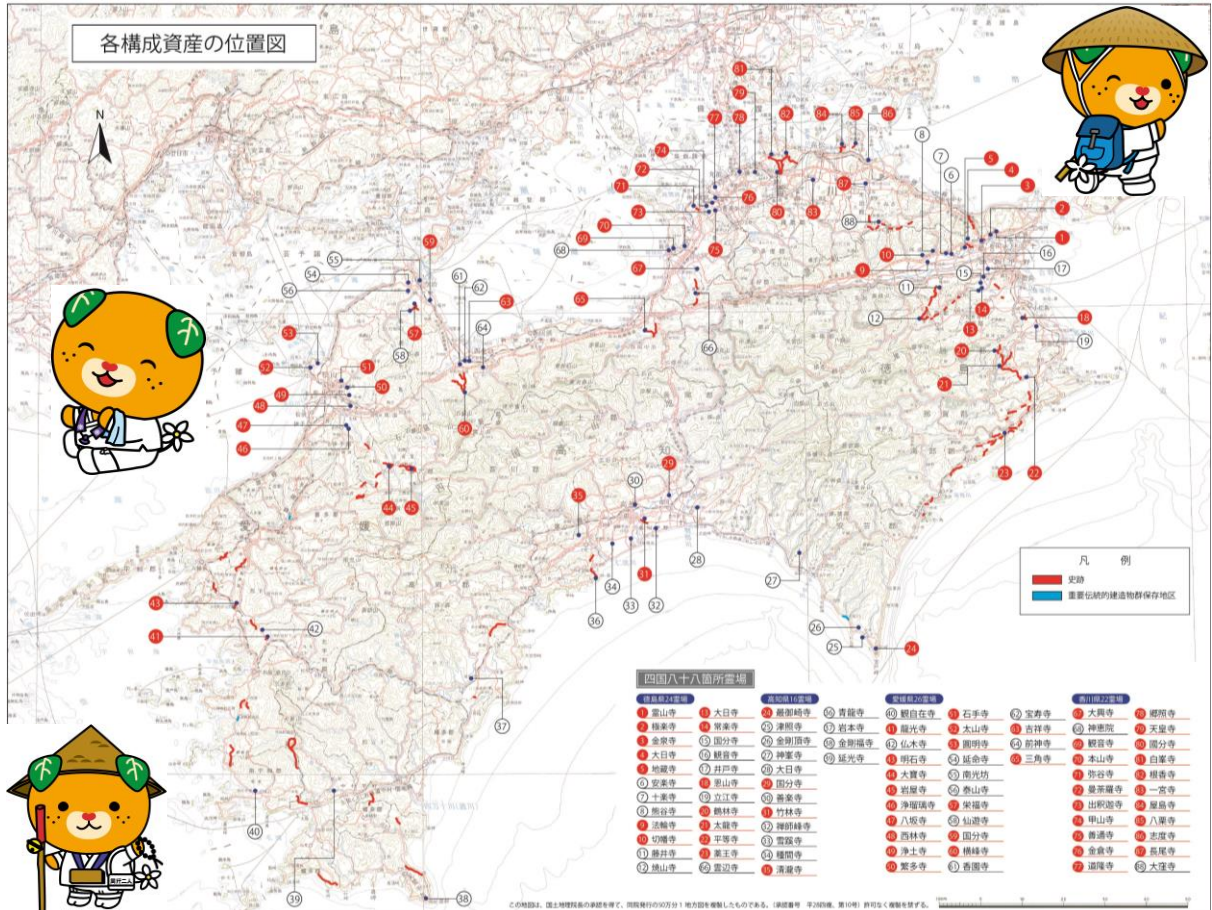
県担当部署：観光スポーツ文化部 文化局 まなび推進課  
教育委員会事務局 管理部 文化財保護課



## 【これまでの経緯】

- H19：四国4県・関係58市町村が暫定一覧表記載候補として文化庁に共同提案
- H20：文化審議会文化財分科会「生きている伝統を表す資産としての価値は高いものの、資産の保護措置と普遍的価値の証明が課題」
- H22：「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会設立
- H28：4県知事等が文化庁に暫定一覧表への記載を求める提案書を提出
- H29：資産の保護措置の充実に向けた文化財保護計画を提出
- R3：文化審議会による「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」第一次答申

## 【四国遍路の概要】



## 【本県の史跡・名勝】



観自在寺道  
(愛南町)

稲荷神社境内及び龍光寺境内  
(宇和島市)

仏木寺道  
(宇和島市)

明石寺境内  
(西予市)

大寶寺道  
(西予市)

岩屋寺道  
(久万高原町)



櫛峰寺道  
(西条市)

櫛峰寺境内  
(西条市)

三角寺奥之院道  
(四国中央市)

八幡浜街道笠置峠越  
(八幡浜市・西予市)

星ヶ森〔櫛峰寺石鎚山遥拝所〕  
(西条市)



